

# お知らせ

キリシマ精工株式会社は、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定したのでお知らせします。

令和6年9月23日  
キリシマ精工株式会社

## キリシマ精工株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～ 令和9年9月30日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 令和6年10月～ 法に基づく諸制度の調査を行う。
- 令和6年12月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、また男性社員も育児休業を取得できることを周知し、情報提供や取得推進を行う。

### <対策>

- 令和7年1月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する。
- 令和7年3月～ 人育児休業を可能とする環境整備を行い、男性社員も取得できるよう制度内容のパンフレットを作成し回覧する。